令和５年度弘前市商業近代化資金融資制度実施要綱

（目的）

第１条　この制度は、弘前市内に立地し、又は立地しようとする中小企業者、商店街振興組合等が、消費者ニーズの多様化などの商業環境の変化に対応するため、店舗を新築し、若しくは増改築し、備品、情報機器等を整備し、ショッピングセンター等にテナント出店し、又はショッピングセンター等を運営する場合に必要とする資金及び商店街の共同施設を設置する資金を長期かつ低利で融資することで経営の安定と近代化を図り、もって地域経済の発展に資することを目的とする。

（融資対象者）

第２条　この制度の融資対象者は、市内で卸売業、小売業及びサービス業等を営み、又は営もうとする中小企業者及び商店街振興組合（市長が特に認める任意の商店街等を含む。以下同じ。）とする。

（取扱金融機関）

第３条　この制度による融資は、株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行及び東奥信用金庫（以下「取扱金融機関」という。）において取り扱うものとする。

（融資総額）

第４条　この制度の融資総額は、２７０，０００，０００円とする。

（実施期間）

第５条　この制度の実施期間は、令和５年４月３日から令和６年３月２９日までとする。

（裏付資金）

第６条　市は、この制度の円滑な運営のため、株式会社青森銀行に６７，０００，０００円（残高分２２，０００，０００円を含む。）、株式会社みちのく銀行に１０７，０００，０００円（残高分６２，０００，０００円を含む。）、東奥信用金庫に４５，０００，０００円を令和５年４月３日から令和６年３月２９日まで預託する。

（資金使途）

第７条　この制度により融資された資金の使途は、次のとおりとする。

（１）　店舗の新築若しくは増改築に要する資金（これらに伴い生ずる土地の購入資金及び運転資金を含む。）、備品の購入資金、じゅう器の購入資金若しくは情報機器等の導入資金、ショッピングセンター等にテナ

ント出店する場合に必要とする資金及びショッピングセンター等の運営に要する資金

（２）　商店街振興組合が行うカラー舗装、アーケード、統一看板、小公園、街路灯等の商店街の環境整備に要する資金及び運転資金

（融資金額）

第８条　この制度の融資金額は、次の各号に掲げる融資対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）　中小企業者　　１企業につき３０，０００，０００円以内

（２）　商店街振興組合　１組合につき７０，０００，０００円以内

２　前項の規定にかかわらず、融資対象となる事業が地域商業力の強化や魅力ある商店街の形成に極めて有効であるとして市長が認めたもの（以下「有効事業」という。）である場合においては、同項各号に掲げる融資金額はそれぞれ１００，０００，０００円以内とする。

（融資形式）

第９条　この制度による融資は、原則として証書貸付けの方法によるものとする。

（償還期間）

第１０条　この制度により融資された資金の償還期間は、１０年以内とする。ただし、有効事業については、１５年以内とする。

２　前項に定める償還期間については、次条ただし書の規定による据置期間を含めるものとする。

（償還方法）

第１１条　この制度による融資の償還は、原則として割賦償還とする。ただし、１年以内（有効事業については、２年以内）の据置期間を設けることができる。

（利息）

第１２条　この制度に係る融資利率は、長期プライムレートから１．５％優遇した利率以内とする。ただし、算出した利率が０．９％を下回る場合は、０．９％とする。

２　融資期間中に長期プライムレートに変動があった場合には、前項の規定による優遇利率を基本として連動するものとする。ただし、当該変動後の利率は、変動のあった日の属する月の翌月から適用する。

（融資条件の特例）

第１３条　前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に係る利息

は年率０．９％の固定金利とし、利息相当分は市が金融機関に対して利子補給するものとする。ただし、第２条に掲げる融資対象者が、この制度の対象となる事業を停止した場合は、停止した日の翌日分からの利子補給はしないものとする。

（１）　卸売業、小売業及びサービス業等を営む中小企業者が、高度化資金の貸付けを受けずに弘前広域都市計画地区計画（別図で定める中心市街地の区域（以下、「中心市街地区域」という。）内に限る。）の決定に基づく改築を行う場合で、市長が適当と認めたもの。

（２）　中心市街地区域の商店街振興組合が、高度化資金の貸付を受けずに行う商店街の共同施設を設置する場合で、市長が適当と認めたもの。

（３）　中心市街地区域における有効事業として、市長が適当と認めたもの。

（４）　前号に掲げるもののほか、中心市街地区域において、魅力ある商店街形成に資する事業として弘前商工会議所の推薦を受け、市長が適当と認めたもの。

（融資審査）

第１４条　取扱金融機関は、前条に該当する借入申込があった場合は、令和５年度弘前市商業近代化資金特例貸付融資審査協議書（様式第１号）により、その融資について市と協議のうえ融資の可否を決定する。ただし、前条第４号に該当する場合は、令和５年度弘前市商業近代化資金特例貸付融資推薦書（様式第２号）により、事前に市長の承認を得なければならない。

（利子補給金の請求）

第１５条　取扱金融機関は、第１３条の規定による融資の実行があった場合は、別に定めるところにより市長に利子補給金の支払請求をするものとする。

（利子補給金の支払）

第１６条　市長は、前条の請求があった場合は、当該取扱金融機関に対し、請求書が提出された日から起算して３０日以内にこれを支払うものとする。

（報告）

第１７条　取扱金融機関は、令和５年度弘前市商業近代化資金融資制度実績報告書（様式第３号）により、毎月１５日までに、前月中の利用状況を市長に報告しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、第13条の規定による融資実行があった場合は、令和５年度弘前市商業近代化資金特例貸付実績報告書（様式第４号）に

より、前項に準じて報告しなければならない。

（その他）

第１８条　この制度の略称を㊟とする。

２　この要綱に定めのない事項については、市と取扱金融機関が協議のうえ決定する。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。